

# 第1回土岐市総合教育会議 議事録

## 1 開催日時・場所

平成29年10月17日(火) 午後2時から  
土岐市役所3階 大会議室

## 2 次第

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 教育委員長あいさつ
4. 協議・調整事項
  - (1) 小規模特認校制度について
  - (2) これからの学校教育について  
～学習指導要領の改訂に伴う外国語教育～
5. その他
6. 閉会

## 3 資料

- 資料1 土岐市小規模特認校制度について  
資料2 これからの学校教育について  
～学習指導要領の改訂に伴う外国語教育～

## 4 出席者

土岐市長	加藤靖也		
教育委員会	教育委員長	齋木	寛治
	教育委員	伊藤	知恵子
	教育委員	加藤	悟
	教育委員	大橋	廣
	教育長	山田	恭正

### (教育委員会事務局)

事務局長	可知	路博
教育次長兼学校教育課長	橋本	勇治
庶務課長	太田	弘
学校教育課副主幹	塚本	修
教育研究所主任	河合	広映

### (市長事務局)

総務部長	水野	龍雄
総合政策課長	林	洋昭
総合政策課課長補佐兼調整係長	林	希由
総合政策課政策統計係長	柴田	貴紀
総合政策課	與語	直人

## 5 議事進行の記録

次ページ以降に記載

## ◆ 議事進行の記録

《開会 午後 2 時》

### ○司会（林総合政策課長）

ただいまより平成 29 年度総合教育会議を開催します。教育委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます、土岐市総合政策課長の林でございます。どうぞよろしくお願いたします。土岐市総合教育会議運営要綱に従い、会議を進めさせていただきます。よって、この会議の傍聴につきましては、土岐市総合教育会議運営要綱第 5 条第 2 項の規定に従い、土岐市教育委員会会議規則に基づいて実施いたします。なお本日は、本会議終了後に教育委員会が予定されていることから、午後 3 時終了を目途に会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

### ○市長

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。今年第 1 回目の総合教育会議ということでございまして、協議事項・調整事項といたしまして、小規模特認校制度についてとこれからの学校教育についてということが上げられておりますが、特段、市長部局の方からは課題は無いと思っておりますが、制度の理解を深めて、土岐市の教育のためにどうあるべきかという事を話し合っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。以上でございます。

### ○司会（林総合政策課長）

ありがとうございました。それでは続きまして、教育委員長の齋木様からご挨拶をいただきます。

### ○齋木教育委員長

あらためまして、こんにちは。教育委員会の担当部局にいろいろお聞きしますと、市長部局のご理解とご協力をいただき、本当に喜んでおります。おかげで土岐市の小中学校、小さな問題はあるかもしれませんが、新聞に載るようなことは無かったようです。新聞を見ますと、自殺したとか、先生が児童に給食を残さないよう無理に食べさせようとした、というような問題とか、いろいろ出ているわけです。本当に先生方のご協力をいただいております、またこれから現況訪問も入る訳ですけれども、どこの学校も本当に素晴らしい学校になってきたことを、今日、ご報告申し上げます。今日はひとつよろしくお願いたします。

### ○司会（林総合政策課長）

それでは、次第 4 に移ります。市長事務部局、教育委員会事務局ともに協議事項等に関して調整した結果、現時点においては、重大事項の発生が無いということなので、地域の実情に応じた教育、学術および文化の振興を図るための施策として、次第にございますように、2 つの案件について意見交換をいただくことといたしました。それではまず (1) の「小規模特認校制度について」教育委員会事務局からご説明をお願いいたします。

### ○教育委員会事務局（橋本教育次長）

お願いします、教育次長の橋本でございます。お時間いただいて、最初に概略、その後詳細を説明させていただきます。現在、教育委員会では濃南地域で小規模特認校制度の導入を進めているところでございます。恵まれた自然環境や地域の結束力、教育力に支えられて、質の高い特色ある教育活動が展開できている濃南地域は、土岐市教育の特色として誇れる地域であると考えています。その中心に位置する濃南小中学校が、安定して教育活動を展開できることは、土岐市の教育にとって大変重要なことであると思っております。その濃南小中学校が抱える学校の小規模化に関する問題は、学校や地域の努力のみで解決するというものではなく、また、学校を統合したからということで完結するものでもございません。

教育委員会としましては、濃南小中学校が地域の学校として役割を果たして、子どもたちがこの学校で生きる力を確実に身に付けられるように、継続して支援していかなければならないと考えているところでございます。こうした支援の一環としまして、濃南小学校での小規模特認校制度の導入を進めてまいりました。これにより学校規模のさらなる小規模化に歯止めをかけ、該当の学校や、地域の活性化につなげようとしていこうとするものでございます。概要や経緯、今後の予定などについて、担当の学校教育課副主幹塚本より報告をさせていただきます。

#### ○教育委員会事務局（塚本副主幹） ※パワーポイントによる説明

既に6月議会で答弁をさせていただいておりますので、ご承知のこととは思いますが、改めてこの小規模特認校制度について説明をさせていただきます。小規模特認校制度は簡単に申しますと、少人数の学校で特色ある学校運営を行い、一定の条件のもとで、他の通学区域からの通学を許可するという制度です。平成31年の4月より濃南小学校において導入していきます。ちなみに、岐阜県内では美濃加茂市と御嵩町が、今年度から導入しております。具体的に説明させていただきます。現在、土岐市には6つの中学校区があります。住民票のある居住地によって通学する学校が決まっています。例えば、曾木町、鶴里町に住んでいれば、濃南小学校、濃南中学校へ、駄知町に住んでいれば駄知小学校、駄知中学校へ進学するということが決められています。言い換えると、駄知町に住んでいる子どもが、濃南小学校に就学したいと言っても現在ではできない、ということになっています。よって、現在のメリットとしては、それぞれの地域の特色を生かして、特色ある教育活動が展開できている、地域に愛される学校として位置づいています。一方で、少子化によって教育活動に制約や支障が出てきている学校があることや、今後、学校の小規模化の傾向は続くというデメリットも懸念されています。それでは、この小規模特認校制度を導入するとどうなるかということですが、土岐市内に住民票があれば、どこに住居していても濃南小学校に就学できるようになります。駄知町に住んでいても、泉町に住んでいても、濃南小学校に限っては就学できるという事です。よってこの制度を、導入しますと少子化による学校の小規模化対策の一助になって、地域活性化に向けた取組で学校と地域との連携が、より強固なものになっていきます。コミュニティスクール設立の足掛かりにもなると考えております。また、子ども一人一人に目が届きやすく、きめ細やかな指導が受けられるというメリットがあります。しかし、学校への送迎やPTA活動等で、保護者の負担をお願いする必要が出てくることも事実です。

それではこちらのグラフをご覧ください。このグラフは濃南小学校の児童数の推移を示したものです。全校児童の数は年々減少していることがわかります。平成20年度には曾木小学校と鶴里小学校合わせて140人の児童がいました。10年後の平成30年度には、およそ半分に減ってしまうこととなります。さらに、こちらの年齢別の児童数をご覧ください。特に現在5歳と4歳の子ども

数です。どちらも6名ずつという数字になっています。このままでは、この5歳と4歳の2つの学年は複式学級となります。複式学級とは2学年合わせて16人に満たないと、2つの学年の児童が1つの学級になるというものです。以前、曾木小学校において、この複式学級がございましたが、やはり何かと教育活動に支障をきたすこともありました。現在、その5歳の子どもが小学校へ入学するのが、平成31年ですので、それに合わせて平成31年の4月に導入するという事です。これまでの経緯ですが、本年2月と6月に地元の議員さんや、自治会長さんに出席していただいて、懇話会を開催しました。5月には実際に美濃加茂市や、御嵩町の小学校へ視察にも行ってきました。小・中校長会への説明や、教育委員会、定例会での協議を行い、6月議会において答弁をさせていただきました。8月には、主任児童委員さんや濃南こども園の園長さん、保護者代表の方も参加していただいて、正式に準備委員会を開催しました。また、自治体への説明や濃南小学校保護者への説明も行い、導入に向けて準備を進めてきました。今後の見通しについては、11月に第2回の準備委員会を開催して、実施要項や規則を整備します。12月には校長会、園長会への最終説明を実施し、この3月に濃南小学校において、全体説明会を実施する予定です。そして、来年平成30年の1学期には濃南小学校の見学会、体験入学を予定しています。9月より募集を開始し、12月には面談等を行って入学の可否を決定し、再来年、平成31年の4月より制度の開始となっております。この特認校制度を利用して、濃南小学校へ入学するにあたっての条件は、まだ要項が確定していませんので、案として次の4つを考えています。1つ目は、入学を希望する児童が、土岐市内に在住していること、言い換えると、多治見市、豊田市など、市外にお住まいの方は対象外ということです。2つ目は、保護者が自らの負担と責任において、児童を通学させること。言い換えると、濃南小学校への送迎をして下さい、という事です。3つ目は、濃南小学校の教育活動やコミュニティ活動を十分理解して協力すること。資源回収や地域行事などに積極的に参加してくださいという事です。4つ目は、原則として募集は1年生とし、児童が小学校を卒業するまで通学すること。以上の4つです。最後に入学の手続きについてです。こちらもまだ案の状態ですが、まず申請書を教育委員会まで取りに来ていただき、必要事項を記入して提出していただきます。提出した申請書に基づいて、教育委員会と小学校がその保護者と児童と面談を行います。面談の結果、入学の可否を決定して、保護者へ通知し平成31年4月から濃南小学校へ通うという運びになります。濃南地区では、空き家対策とかインフラ整備等で地域の活性化を図ってみえると聞いております。教育委員会としても、この濃南小学校を存続させ、地域の活性化の一助としてこの制度の導入を円滑に進めていき、充実したものにしていきたいと考えております。

#### ○司会（林総合政策課長）

本件につきましては、本年の6月議会において市議の方から一般質問があったところがございます。その際、教育委員会からは学区によらず区域外からも通学を認める小規模特認校制度の導入を検討している、という説明がされているところがございます。ただいまの説明では、これまでの経過に加え、今後の展望も踏まえてご説明いただきました。制度導入の取り組みを踏まえ、今後の濃南地区の学校教育の在り方について、ご意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

#### ○市長

1つ確認ですけど、小規模特認校制度の説明が、中学校区での説明になっていて、わかりにくいので、制度の対象が小学校の児童であれば、小学校区での説明にしたらどうか。

○教育委員会事務局（塚本副主幹）

濃南小学校から卒業して、そのまま中学校へ行きたいという事であれば考慮はさせていただくという事は考えていますが、基本的には濃南小学校を特認校として指定するという事です。

○市長

小学校の特認校制度ですね。これから議会説明等の中で、中学校区での説明では誤解を招く可能性がある。

○山田教育委員長

小学校区での説明の方がわかり易い。8小学校区で1引いて7小学校区とすれば良い。

○大橋教育委員

現実問題として、例えば美濃加茂市とか御嵩町が、今年から実施ということですが、実際に1年生に入っている方はいますか。

○教育委員会事務局（塚本副主幹）

はい。それぞれ入ってきていただいているということですよ。

○市長

選択した動機というのはどういうものですか。

○教育委員会事務局（塚本副主幹）

やはり、小学校の教育に共感を得られたということ。自然を生かした特認校ならではの教育活動であるとか、少人数のところでは一人ひとり主役になれるところという。やはり、その濃南小学校の教育活動に賛同された保護者が、ぜひ通わせたいという思いで選ばれると認識しています。

○加藤教育委員

今の話、小規模であるということが最大の特色であると思いますが、プラスアルファといいますか、特に目玉の要素というのはありますでしょうか。

○教育委員会事務局（橋本教育次長）

小、中学校が併設になっておりますので、小中連携が一番の特色で、例えば中学校の教科の担任の先生が小学校へ行って、教科の授業を教える、兼務をかけて自由に行き来ができるものですから、時間さえ空いていればできるということで、そうした教科指導の面での小中連携、あるいは、今年から運動会を小中合同で行い、例えばフォークダンスを中3から小1までが一緒に踊る、というような取り組みもして、大変、保護者から好評だったと聞いております。また、合唱を一緒にしたりとか、そうしたあらゆる面で小中が連携してというところがまず1つの特色づくりとしてあるかなと考えています。それから、それに伴いながら特に英語については、小学校に導入がされるので、中学校の先生が小学校へ来て授業をしてくれるという環境を活かした特色づくりを今後も続けていこうと、今、一生懸命やっている最中です。

○大橋教育委員

土岐市在住でなければならぬというのも条件にありましたが、他の県や他の都市から、濃南小学校は建設されたばかりできれいだし、行きたいと言って

も無理ですか。

○教育委員会事務局（塚本副主幹）

校区外就学というのがありますので、土岐市としては受け入れOKですが、相手側も、子どもが減るといのが困るといように、双方で協議をさせていただいて、基本的にはお互いがOKであればOKですが、手続き等を踏まえなければならないということと、校区というのがありますので、土岐市の中では、土岐市教育委員会が校区というのを濃南小学校に限っては無くしてということとを判断してやっていけるという事で、土岐市在住の人という事で話を進めているところですよ。

○大橋教育委員

条件としては、今現在は無いけれども、外からどうしても来たい人がいたら、また考えてもいいよという感じですか。

○山田教育長

市外の人、県外の人については、義務教育になりますので、土岐市の費用で運営管理していますので、土岐市の税金で運営管理させていただいているので、これは全く対象にならないということで、これは原則お断りしてきたいと思っています。ある特定の条件で、例えば多治見市さんと協定を結んで費用の折半とか、そのようなことでやっている例は昔あったようですが、これは複雑な話になりますので、原則、土岐市在住ということにしたい。県協議につきましても、市外、県外の方が来て学級に入って、それによって編成が変わることについては認めないということがあるようですので、土岐市在住ということとで進めてまいりたいと思います。

○大橋教育委員

6年間在籍することとあるが、3年間で辞めたい場合は、どうなりますか。

○教育委員会事務局（塚本副主幹）

ご家庭によって事情等もありますので、原則として6年間としておりますが、そのあたりの家庭事情が起こった場合は、考慮させていただこうと思っています。

○大橋教育委員

全然違う話になりますが、曾木に去年の5月に「カッタン」というパン屋さんがありました。私の教え子の息子で、名古屋の西区から来ました。シェフは名古屋の西区で育って、奥さんは大阪育ち、都会育ちの2人が、曾木で建築会社の古い家をリフォームしてパン屋にするという時に、すごい悩んだんです。私も支援をしたんです。3歳の子どもがいて、こちらに移住してくるのにすごく悩んだのは、教育のことなんです。おじいちゃん、おばあちゃんは、田舎に行ったらいい教育できるのかという話ができました。私は曾木に小屋を作って遊んで、田中校長先生の土地を借りてもう15年、その小屋で遊んでいます。とても曾木が好きなので、濃南小学校がきれいになったのですごく喜んで、パン屋さんがある時に、小学校や自然を見せて、絶対大丈夫だと、街中より子どもの環境には最高だということとで引っ張ってきたんです。今はすごく喜んでいます。地域の方ともうまくやってみえます。土岐市の中でも、曾木は山奥の辺鄙な地域だと思われているけど、住んでみるとそうではなかったと。道もいいし。そのようなことで、この濃南小学校へ土岐市内から大勢行くと面白いと思います。

○司会（林総合政策課長）

その他よろしいですか。ありがとうございました。

続きまして2番の、これからの学校教育についてということで、今回は、学習指導要領の改訂に伴う、外国語教育について教育委員会事務局から説明をお願いいたします。

○教育委員会事務局（橋本教育次長）

引き続きお願いいたします。本年3月末に、小中学校が各学校でカリキュラムを編成する際に、国が定める基準となる学習指導要領が改訂されて告示されております。この学習指導要領の趣旨を踏まえた、新たなカリキュラムの実施を、幼稚園は来年度から、小学校は来年度からの移行期間を経て平成32年度4月から、中学校では来年度からの移行期間を経て平成33年度4月から、全面的に行うという事になっております。この改訂では、学びの量から理解の質への転換、どのように学ぶかということでございます、道徳教育、体験活動の充実など改善すべき事項が数多く示されている訳です。その中でも、外国語教育の充実が最大の特徴と言われています。その点を中心に、全体の概要も含めて研究所主任の河合より、詳細な説明をさせていただきます。

○教育委員会事務局（河合主任） ※パワーポイントによる説明

これより、これからの学校教育、学習指導要領の改訂に伴う外国語教育について、文部科学省で公開されているスライドを活用させていただきながら、ご説明させていただきたいと思っております。今、映し出しているものが、今後の学習指導要領の改訂に関するスケジュールです。今、赤で囲われている箇所が平成29年度、今年度ということになります。上から順番に幼稚園、小学校、中学校、高等学校となっております。これを見ますと、幼稚園は先ほど話のありました来年度、平成30年度から全面実施、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から全面実施ということになります。こちらが、新しい学習指導要領の改訂の方向性になります。現行の学習指導要領では、各教科において教員が何を教えるかという観点を中心に組み立てられており、それぞれ教えるべき内容を中心に整理されたものです。そのため、1つ1つの学びが、何のための学びなのか、どのような力をはぐくむものなのか、ということが明確になっておらず、指導の目的が何を知っているかにとどまりがちでした。そこで今後は、知っていることを活用して、何ができるようになるかにまで発展していく必要があるということで、次期学習指導要領では、学び手の立場から学習内容を、学ぶことを通して、何ができるようになるかを意識した指導が求められるようになりました。子どもたちが生きて働く知識を習得し、学びを人生や社会に活かそうとしながら、社会の変化を柔軟に受け止め、対応していくための社会に開かれた教育課程が必要になると考えられ、中央に赤字で太く示されています。ここでは大きく、何ができるようになるか、何を学ぶか、どのように学ぶかの3つに整理されています。今出された番号に関しましては、便宜的に付けてあります。まず①②③の順番でご説明させていただきます。まず最初に何ができるようになるか、という事です。これは、何ができるようになるかの具体となる、新しい時代に必要な資質能力が図式化されています。この資質能力の3つの柱は、学力の3要素を基に整備されております。続きまして、どのように学ぶかについて説明させていただきます。最近よく聞かれていました、アクティブラーニングの視点からの授業改善です。現在では、アクティブラーニングという言葉よりも、主体的、対話的で深い学びという言葉で浸透するようになりました。主体的な学びは、抜粋して話しますが、学ぶことへの興味関心、見通しを持つこと、自己の学習を振り返って次に繋げるなどという、メタ認知

力が大切になってきます。それから、対話的な学びは子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに自分の考えを広げる学びとなります。深い学びは、各教科等の特質を考えながら、見方・考え方ここがキーワードになりますが、見方・考え方を働かせながら、知識を関連付けて理解したり、想像したりすることが大切となります。こうした、主体的で対話的で深い学びが、先ほどお話をした何ができるかに繋がるようになってきます。そして3つ目です。何を学ぶかです。教育内容の主な改善事項がこのようになっております。この中に外国語教育の充実があげられております。こちらが、外国語教育における、新学習指導要領の円滑な実施に向けた移行措置を表した図になります。先ほどの表に示されていたことは、まず1つ目、現在、平成29年度に小学校3年生・4年生では今まで行われていなかった外国語活動を完全実施の年である平成32年度には、35時間行うという事。それから、現在小学校5年生・6年生で行われている外国語活動が教科になり、現在は35時間ですが、平成32年度は年間70時間行う事になります。続きましてこの表は、32年度までの2年間のことが書かれております。来年度、再来年度は3、4年生で15時間、5、6年生は現行35時間に15時間を足して50時間の外国語教育を行う事になります。どんな内容を行うかと言いますと、この表になりますが、お手元の資料に載せさせていただいております。この赤字で書かれた部分をピックアップしてあります。これが小学校3年生です。レッスンというものがあまして、9つあるレッスンの中で5つのレッスンで、このような赤字で書かれた内容を小学校3年生で行うということになります。15時間です。これは5年生です。5年生ではこの9つのレッスンの内5つのレッスンで、実は今行われている、ハイフレンズ(Hi friends!)という教材プラスアルファで新しい教材で、赤字の部分を行うという事になります。新たな教材は、9月21日に公開されました。ウィーキャンというものです。ハイフレンズとウィーキャンで5、6年生は学習をするということになります。そこで新たに始まる外国語活動と外国語化にかかわって、Q&Aを作ってみました。まず1つ目です。誰が外国語を教えるのかについてです。これはその学年の担当となった学級担任が主として授業を行います。ALTはいますが、あくまでも補助的な役割で主は担任です。2つ目は、何を基に授業を行うか。3、4年生は文科省作成のハイフレンズ、これはまだ出てきておりません。それから5、6年生はハイフレンズと先ほど話をしたウィーキャンの2つを使う事になります。3つ目です。今までの外国語活動の内容とどこが変わってくるのか。今までは、話す、聞くが中心でしたが、これを段階的に文字を読む、書くということが加わってきます。特に5、6年生です。それから、先生たちはどんなことに困り感を感じるのかということで、私たちも先生方にアンケートを取らせていただきました。まず、多くの先生が、来年度から外国語を教えることになって、たくさんの先生方が外国語を経験したことのない、大学等でもやったことのない先生方が教えることになってしまうという事です。それからALTとの役割分担、これをどうしていけばいいのか、デジタル教材をどう活用すればいいのか、英語専攻の先生が小学校には少ないので相談する人がいない、英語そのものに抵抗感があって発音に自信がないというような答えが返ってきました。そこで、研究所としまして今までお話をさせていただいたものをこのようにまとめさせていただきました。特にこの下の方にある黄色い個所の、おおきく2つですが、研究所としましては、こういった先生方の悩みに基づきながら大きく2つの研修等を実施しながら、1つは、実践的な明日使える授業というものの研修、それから、そういった研修を積み重ねて行ってきた授業が、はたして学習指導要領等に載っているのかというような内容の研修、こういったものを考えていきたいと思っております。以上です。

○司会（林総合政策課長）

ありがとうございました。ただいま、学習要領が改訂されることで小学校における外国語教育がどのように変わるかの説明がありましたが、学校現場におきましても、この改訂に対応するため、様々な工夫をしていく必要があるということでした。この事に関して、何かご意見等ございましたらよろしくお願ひします。

○加藤教育委員

この英語の教育については、今年、教育委員の研修で勝山の方で勉強させていただきましたが、そこでは2人で教えていて、ALTと担任と言う形ではなくて、日本人の方2人で教えていました。それがうまくいっているように感じたので、実際に外国人のネイティブの発音を前面にやらなくてもいいのかなと感じました。日本人の方で英語ができる方の力を借りていくという、非常にうまくいっていたのでそれを参考にするといいなと思いました。

○齋木教育委員長

我々でも、中学校で習い高校で習い大学で習ってもしゃべれない。さらにもう一カ国、二カ国語（ドイツ語も）やったけど、しゃべれない。確かに海外に行くとしゃべれる人としゃべれない人ではものすごい違いがあるという事は分かっています。けれど、はたして小学校の時から英語教育が必要なのかと。今日、短歌の話が出ましたけれど、この前の日曜日に俳句の話をしました。日本にしかない、この短い間に季語を入れて、その中でモネの話が出ましたけれど、モネの絵を見てもどれを見ても虫が一匹もいない、蛙もいない、バッタもいない。ところが日本では北斎ではないですが、蛙からバッタから何でもいるというような話がありましたけれど、文化がある。本当は、小学校とかそういう時期はもっと日本語をしっかりと覚えさせないと、中途半端で英語と日本語を習っていると日本語を忘れてしまうというようなことをよく言われるわけです。我々、戦後の歌謡曲がほとんど歌詞を見ないでも、目で覚えた訳でなく、スピードラーニングではないですが、聞きながら覚えたわけで、結局私も40カ国近く外国に行っていますが、全部通訳を連れて行ったものですから、自分で覚えようとする気が出ないなど。それをこの歳になってからはできませんけれども、やはり、発音が違うわけですね。それから、文法ばかり勉強していったって、文章を読むとだいたい意味は分かるけれども、聞ける耳を持っていないということです。だから、これを幼稚園で音楽教育を行ったり特色あることをしていますけれど、今はスマホで日本語をしゃべれば英語に変換してくれる。そういうことも多くある。特に専門用語なんかは専門の通訳がつかないと通訳できないぐらいになってしまう。文科省が決めたことですので、でも、もう少し今の中学校、高校、大学の英語教育をしっかりとすればできるのではないかと思います。

○大橋教育委員

今、斉木さんが言われたように、山ほどの難しい問題があつて、いろいろとあります。じゃあ、これが一番いいかと言うと、うーんと思ったりしますが、1つ言えることは、小学校の先生も中学校の先生も英語の弱い人が多すぎる。実は私が勤務する大学にも人間発達学部といって小学校の先生になる学部があつて、試験には受かつて、教える立場になるんです。それを知っているから、英語もまともに話せないのに教師になるなど言っていますが、ものすごくいろいろありますね問題が。ただ、こういう風にやっていったら、次なるものが見えるかなと思うんですけど、斉木さん言われるように、翻訳機で、日本語でしゃべったら英語にできるというようなものができてしまうと、じゃ

あ英語は本当に必要なのということになってしまう。だから、翻訳機があるから小学校で英語をやらなくていいとは思わないけど、もっと楽しくできないかなど。こうすると、1つの教科になってしまっただけで学習になってしまうんですね。難しいなど。1つ助言としてもし言えるのであれば、先生たちの研修を変えるよりしかたないかなど。苦手な先生多いでしょ。まともに英語教育できる先生は小学校に1人か2人だと思ふ。そういう状態の中で、この英語教育が始まると、先生達がこうやっちゃえば、難しく覚えちゃう。楽しくやれなくて、難しくなってしまうので、と言う気がしています。ということで、研修をしっかりとするのが筋かなと思います。

#### ○水野総務部長

説明の中で、教員の研修の話もありましたし、今も大橋委員さんから研修の話がありましたが、今回の学習指導要領の改訂に伴い、今後、3年生・4年生を担当される先生というのは、そんな中で英語を教えていけないということ、非常に心配に思っている先生がたくさんいるということを教育委員会から伺っています。実は市長部局としては、教員は県の職員だから、県がそういう研修をやっていただくべきではないのかという話をしましたが、そんな事を言っていては前に進まないの、ぜひ研修費用の予算をとということで、非常に強い申し出をいただいております、実は一旦は断ったんですが、よく理解いたしましたので、そういった事については前向きに取り組んでいきたいなど。市長部局としてできることは、予算的な問題だけですが、こういった方向で考えていきたいという事です。

#### ○市長

長い目で見れば、英語教育というのは必要になってくる。公式訪問で日本に来られる外国の方、英語圏では無い方でも皆英語で話されます。とりあえず英語が通じます。イタリアのファエンツァの国立美術館の方も英語ペラペラなんですよ。英語さえ分かれば、これから対応できるということと、日本も観光立国ということで、今2500万人超えました。もうすぐ4000万人来ると言われていますが、おそらく旅行者のほとんどは英語で、自分の母国語以外で英語は身につけておられますので、対応するためにもこれからの人は英語は勉強した方がいいかと思ふ。最初は、とまどうと思ふですけど、国の方針通りに地道に慣れていけないといけないかなと思ふ。

#### ○司会（林総合政策課長）

それでは時間になりましたので、これで協議は終わりたいと思ふ。これで予定しておりました2つの案件について意見交換は終わりました。今後もこういった機会が必要があれば、開催していろいろ協議できればいいなど思っているところがございます。最後に、その他ですが、何かございますか。

特に無いようであれば事務局の方から、連絡いたします。今回の運営要綱を設置した時の経緯を調査した上で、必要に応じて随時開催するというように変えていこうと考えており、事務局で検討した結果をまたお知らせしたいと思いますので、ご承知おきください。それでは、これをもちまして本日の会議は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。